Pardot マニュアル利用約款

第1条(約款の目的、変更)

- 1. 本約款は、所定の「Pardot マニュアル注文書(以下「注文書」という)記載の申込者(以下「甲」という)に対して、株式会社サンブリッジ(以下「乙」という)から提供される「Pardot マニュアル(以下「本マニュアル」という)に関する注文、引渡し、利用等にかかる諸条件を規定するものである。
- 2. 乙は甲の承諾を得ることなく本約款を変更することができるものとし、本約款の変更があった場合においては、変更後の約款が即時適用されることを甲は承諾するものとする。

第2条(見積、注文)

- 1. 乙は、甲からの見積依頼に対し、所定の方法により遅滞なく見積書を発行するものとする。
- 2. 前項に基づき甲は、所定の注文書を乙に提出し、乙はこれに対し所定の方法により遅滞なく承諾又は不承諾の通知を発信するものとする。
- 3. 乙は、前項の承諾又は不承諾の決定に関する一切の権限と裁量を有し、甲に対し承諾又は不承諾を決定した理由を説明する責任を負わないものとする。

第3条(代金、引渡し、支払)

- 1. 本マニュアルの代金は注文書に定める額とし、その支払条件については本条の定めに従うものと する。
- 2. 乙は、前条に定める注文の承諾をした場合は、遅滞なく、甲が予め指定したメールアドレス宛に 本マニュアルを送付し、これをもって乙から甲へ本マニュアルの引渡しが完了したものとする。
- 3. 乙は、前条に定める注文の承諾をした日の属する月の末日付の請求書(PDF版)を発行し、甲が 予め指定したメールアドレス宛に送付する。
- 4. 甲は、乙に対し、代金を、前項の請求書に従い、前条に定める注文の承諾をした日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の場合は前営業日)までに銀行振込みの方法で支払うものとする。 支払いにかかる手数料は甲の負担とする。
- 5. 甲が代金の支払いを怠り、乙からの催告後直ちに支払いを行わない場合は、乙は甲に対し、遅延した金額に対して完済日まで、年14.6%(年365日の日割り)の遅延利息を請求することができるものとする。
- 乙は、理由の如何を問わず、すでに支払いを受けた代金の払い戻しは行わないものとする。

第4条(知的財産権、使用許諾)

- 1. 本マニュアルに関する著作権、その他一切の知的財産権は乙に帰属する。
- 2. 乙は、甲に対し、本マニュアルの使用を、甲の自己使用に限り本約款の定めの範囲内で許諾する。
- 3. 乙は、甲が本約款の定めに違反した場合、前項の使用許諾を取り消すことが出来るものとし、甲は乙からの本マニュアルの使用差止め及び返還等の請求に対し直ちに応じなければならないものとする。

第5条(禁止事項)

甲は、以下の各号に該当する行為(以下、「禁止行為」という)を行ってはならないものとする。乙は、 甲の禁止行為を認知した場合には前条第3項の措置をとることができる。禁止行為を行ったことによる一切の責任は甲が負うものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。なお、乙は甲が行った禁止行為により損害を被ったときは、甲に賠償を求めることができるものとする。

- a. 甲以外による本マニュアルの利用、その他二次利用、転用、転売と認められる行為。
- b. 乙又は第三者の著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権を侵害する行為、又は 侵害するおそれのある行為。
- c. 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為。
- d. 第2条の見積依頼又は注文書で事実に反する情報を乙に提供する行為。
- e. その他、本約款又は本マニュアルの使用許諾の趣旨に照らし乙が不適切と判断する行為。
- f. 公序良俗に反する行為ないし法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。

第6条(第三者との紛争)

Pardot マニュアル利用約款

本マニュアルの利用に関し、甲と第三者との間において紛争が生じた場合、甲は自己の責任と費用にて解決するものとし、乙は一切責任を負わないものとする。

第7条(損害賠償)

- 1. 乙は、甲のいかなる事由、名目による損害(乙の責に帰すべからざる事由から甲に生じた損害、 乙の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害 賠償請求に基づく甲の損害等を含む)についても、一切の責任を負わないものとする。
- 2. 甲が本マニュアルの利用に関し、乙又は第三者に損害を及ぼした場合、甲は、乙又は当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとする。
- 3. 本マニュアルに記載された内容等に瑕疵があった場合、又は改定等により変更が生じた場合においても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第8条(反社会的勢力排除)

- 1. 甲は、自らが反社会的勢力(「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力 団、その関係団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、社会の秩序・市民の安全などを害する行為を 行う個人又は法人その他の団体、及びこれらと社会的に非難される関係を有すると認められるも のをいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会 的勢力を名乗るなどして乙の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行 為をなさないこと、自らの主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表 明し、確約する。
- 2. 甲が本条に定める義務に違反した場合、乙は催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに 甲乙間で締結した全ての契約の全部または一部を解除することができるものとする。なお、本項 に定める解除は甲に対する損害賠償請求を妨げない。

第9条(契約譲渡)

甲は、本約款上の権利を第三者に譲渡、再許諾し、あるいは担保に供してはならず、又は第三者に 義務を承継できないものとする。

第10条(合意管轄)

本約款に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条(準拠法)

本約款は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

2021年3月1日制定2022年7月25日改定株式会社サンブリッジ